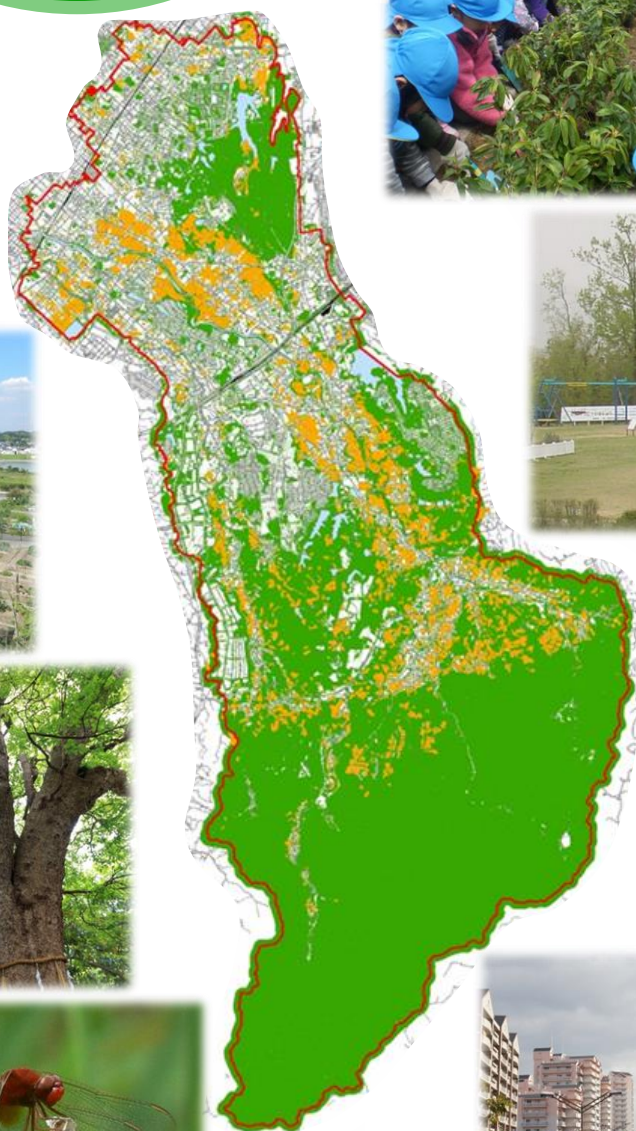


多様性のある「いのちの『みどり』」を磨くまち・和泉市

概要版

和泉市 みどりの基本計画 改定版

令和2年11月



1 みどりの基本計画の改定にあたって

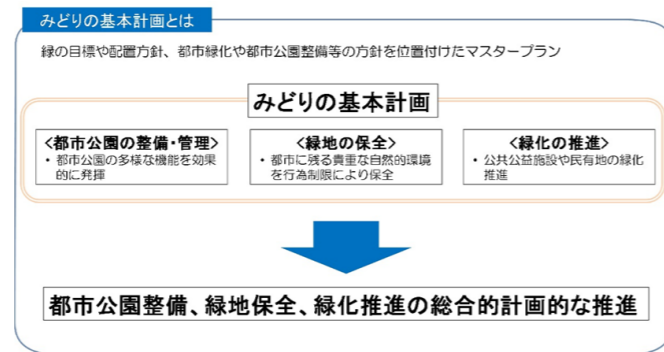
(1) 改定の背景と目的

平成 11 年 3 月に「和泉市緑の基本計画」を策定し、市内のみどりに対して、さまざまな施策に取り組んでまいりました。現在、策定から約 20 年が経過し、その間に都市緑地法等が改正されたほか、大阪府が「みどりの大阪推進計画」を策定するとともに、本市の総合計画や都市計画マスタープランといった上位・関連計画が改定されました。また本市を取り巻く環境も大きく変化し、国の関係法令・計画等も様々な動きがありました。

このように、みどりをめぐる大きな社会情勢の変化や法制度の変更などを踏まえて、「みどりの量だけでなく質の強化」を目指し、今後 20 年間のみどりのまちづくりにあたっての基本方針や基本施策の見直しを行い、「和泉市みどりの基本計画」として改定するものです。

(2) みどりの基本計画とは

みどりの基本計画とは、市域内における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを内容として策定する、みどりのまちづくりに関する総合的な計画です。



(3) 対象とする「みどり」の範囲

「みどり」とは山系の森林、河川などの水辺地、都市の樹林・樹木・草花、民有地の庭、公園、農地、学校・庁舎等の植栽地・グラウンドなどの植物と植物を含む土地や空間に加え、これらと一体となったオープンスペースなどを指し、パブリックからプライベートの領域に至るまで、「みどり」は広義の公共財であるという認識に立つこととします。

また、施設に付随するような点的なみどりや、山林のような面的な広がりを持つみどりだけでなく、河川や街路樹などの線的なみどりも「みどり」として捉えます。

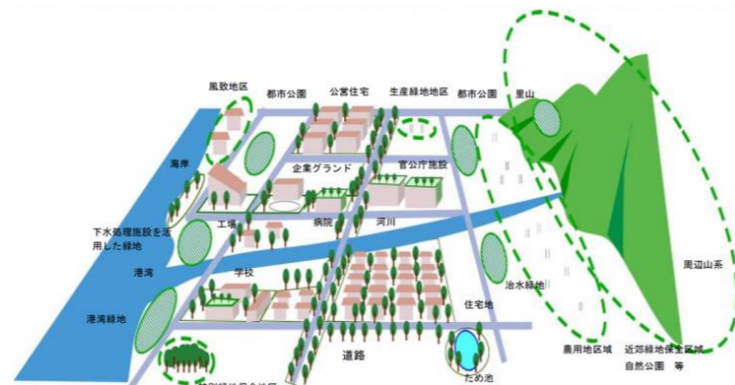


図 対象とするみどりのイメージ
出典：「みどりの大阪推進計画」（平成 21 年（2009 年））

2 みどりのまちづくりの基本的方向性

(1) 基本理念

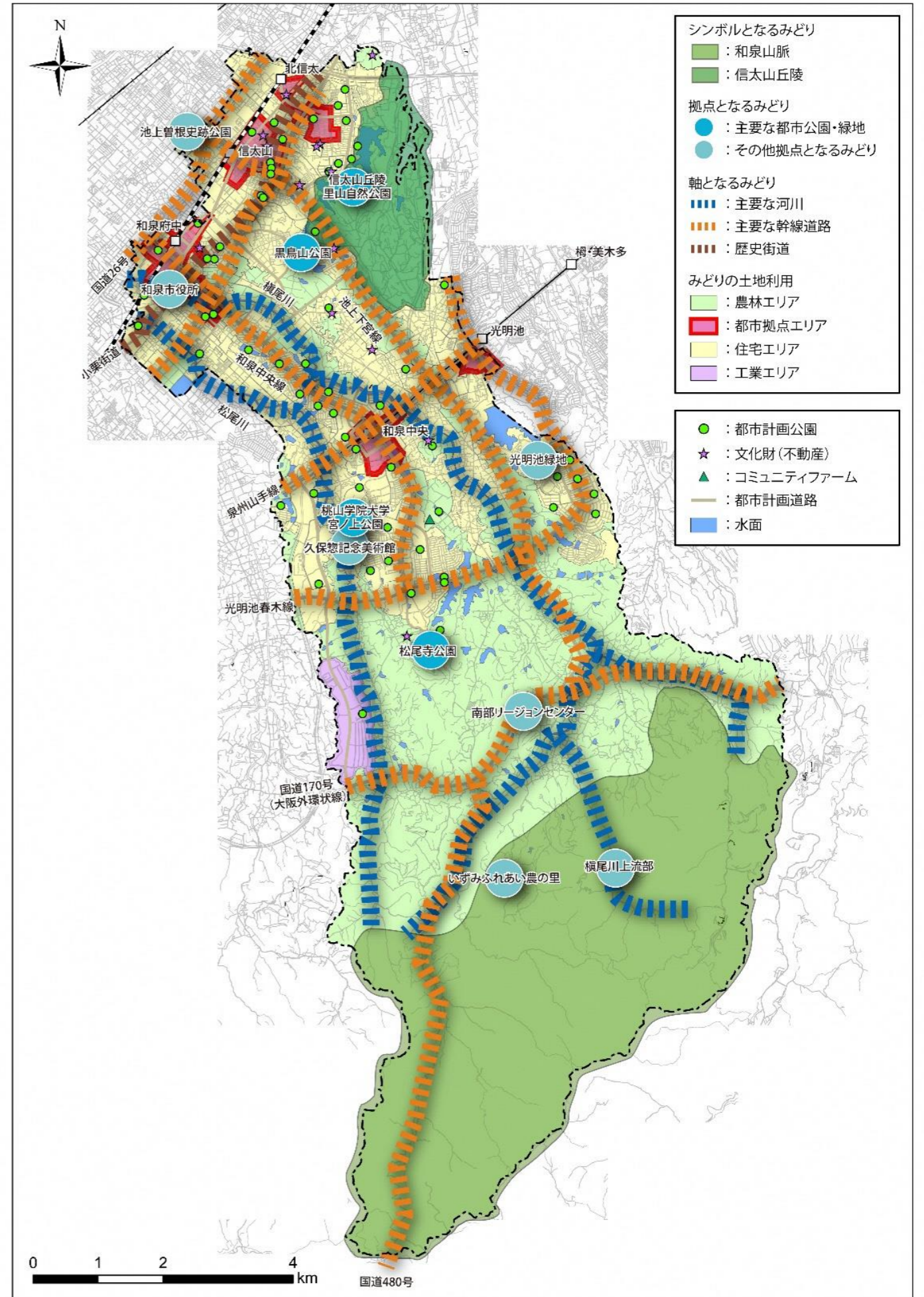
<基本理念>

多様性のある「いのちの『みどり』」を磨くまち・和泉市

本市の環境資源であるとともに市民や生き物すべての命のもととなるみどりの質を高め、多様性のあるみどりづくりが人づくり、まちづくりへと広がる、魅力ある都市を目指す。

- 1) 地域経済の観点から
 - みどりを活用して、個性と活力あるまちづくりを進めます
- 2) 地域社会の観点から
 - みどりを活用して、豊かでゆとりある生活を実現します
 - みどりを活用して、やすらぎを実感できる暮らしを実現します
- 3) 地域環境の観点から
 - みどりを活用して、環境共生型のまちづくりを進めます

(2) みどりの将来像



3 基本方針と基本施策

対象となるみどり		基本方針	基本施策
(1) シンボルとなるみどり	1) 和泉山脈	みどりの多様な機能を踏まえた自然環境の保全・育成・活用	基本施策1：森林環境の保全・育成 基本施策2：森との交流の促進 基本施策3：森林ボランティアの育成
	2) 信太山丘陵	生物多様性に満ちた里山環境の保全と活用	基本施策4：里山環境の保全と活用 基本施策5：信太山丘陵里山自然公園の開設
(2) 拠点となるみどり	1) 拠点となる都市計画公園・緑地	公園・緑地の適切な維持管理と未着手・未開設区域のある公園・緑地の計画的な整備推進	基本施策6：整備済み公園・緑地の適切な維持管理と更新 基本施策7：未着手・未開設区域のある公園・緑地の見直しと計画的な整備
	2) 農業体験や自然ふれあい拠点施設	農業体験や自然ふれあい拠点の活用	基本施策8：「いすみふれあい農の里」や道の駅を併設する「南部リージョンセンター」の農業体験等の拠点としての活用 基本施策9：「榎尾川上流部」の自然とのふれあいの場、環境学習の場としての活用
	3) 歴史資源・文化施設	歴史資源や文化施設を拠点としたみどりのまちづくりの推進	基本施策10：「池上曾根史跡公園」を拠点としたみどりのまちづくりの推進 基本施策11：「久保惣記念美術館」等を拠点としたみどりのまちづくりの推進
	4) 和泉市役所((仮称)イズミ広場等)	新たなみどりの拠点の整備	基本施策12：市民の憩いの場、活動の場となる新たなみどりの拠点の整備
(3) 軸となるみどり	1) 主要な河川	エコロジカルネットワークの形成と自然とのふれあいの場としての活用	基本施策13：河川環境及びこれに対する生態系の保全と活用
	2) 主要な幹線道路	街路樹の適切な維持管理と緑化の推進による魅力ある道づくり	基本施策14：街路緑化の推進と適切な維持管理 基本施策15：和泉中央線沿線のみどりのまちづくり
	3) 歴史街道	歴史的まちなみを活かしたみどりのまちづくり	基本施策16：歴史的まちなみの保全とみどりのまちづくり 基本施策17：小栗街道を中心とした歴史資源ネットワークの構築
(4) みどりの土地利用	1) 農林エリア(林地)	林業振興と里山林の再生・創造による豊かな自然環境の保全	*基本施策1～3に準ずる。
	2) 農林エリア(農地)	農地の保全と農とのふれあいの場としての活用	基本施策18：営農活動を基本とした農地の保全 基本施策19：農地の活用促進 基本施策20：ため池の保全と環境整備
	3) 都市拠点エリア	まちの顔としてのみどりのまちづくりの推進と適切な維持管理	基本施策21：賑わいや潤いを演出するみどりの創出 基本施策22：適切な維持管理とまちの顔としてのみどりのまちづくり *公園・緑地に係る施策については、基本施策6・7に準ずる。
	4) 住宅エリア	人口減少・少子高齢化を踏まえた潤いのあるみどりのまちづくりの推進	基本施策23：新たなまちづくりにあわせた計画的な緑化 基本施策24：空地対策等とあわせた身近なみどりの創出 基本施策25：民有地の緑化誘導、緑地保全・活用 基本施策26：生産緑地制度を活用した市街化区域内農地の保全 基本施策27：公共施設等の緑化 *公園・緑地に係る施策については、基本施策6・7に準ずる。
	5) 工業エリア	みどりの適切な維持管理と緑化誘導による魅力あるまちづくり	基本施策28：みどりの適切な維持管理とさらなる緑化誘導
(5) みどりのまちづくりへの参画と協働	1) みどりのまちづくりに関わる人材の育成	意識醸成、人材・活動団体育成の継続	基本施策29：みどりのまちづくりへの関心の向上 基本施策30：みどりのまちづくりに対する学習機会の提供 基本施策31：みどりのまちづくりに関する情報提供の充実
	2) みどりのまちづくりへの参画促進	みどりのまちづくりへの参画機会の提供	基本施策32：市民のみどりのまちづくりへの参画機会の提供 基本施策33：みどりのまちづくり活動への支援 基本施策34：大学及び事業者との連携によるみどりのまちづくり

4 緑化重点地区と保全配慮地区（都市緑地法第4条）

（1）緑化重点地区とは

みどりの基本計画で定める、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区のことです。みどりのまちづくりのモデルとなる場所において、緑化施策を総合的に推進し、都市全体への波及を図ることを目的としています。

地区の設定として、次の1地区を緑化重点地区、2地区を緑化重点地区（候補）に位置づけします。

○JR阪和線周辺緑化重点地区

昔ながらの狭小幅員道路が巡り、住宅が密集しているところも見られ、公園や農地等のみどりが少ない地区であり、戦略的な緑化の推進が必要です。

○和泉中央線周辺緑化重点地区（候補）

計画的に開発された住宅地や集合住宅、商業地を活かした、本市の顔となる地区としてみどり豊かで、新たにぎわいを生み出す魅力あるまちづくりが求められています。

○久保惣記念美術館等周辺緑化重点地区（候補）

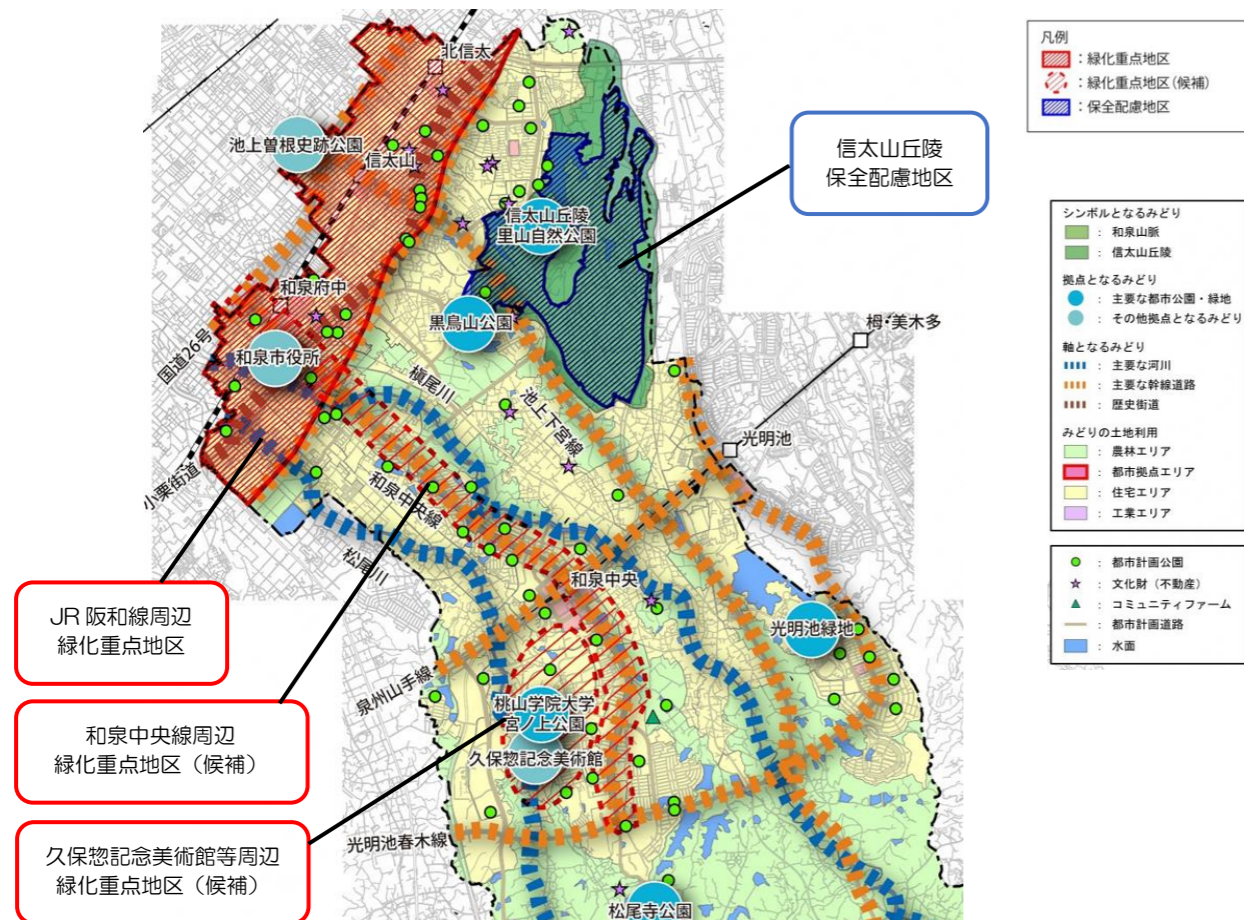
まなびの拠点として、また本市の魅力の創出・発信を行う地区として、みどりを充実させ景観および地域環境の向上をはかるとともに、市民や来訪者が集う環境づくりが求められています。

（2）保全配慮地区とは

みどりの基本計画で定める、緑地保全地域および特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区のことです。緑化重点地区と同様に、みどりのまちづくりのモデルとなる場所において、緑地保全施策を総合的に進め、その取り組みを市全域に広げていく役割を担っています。

地区の設定として、これまで保全すべき重要なみどりでありながら、法規制等の設定がされてこなかった信太山丘陵の周辺地域を、**信太山丘陵保全配慮地区**として位置づけします。

本地区は、旧陸軍や自衛隊の演習場として利用され開発を逃れてきた結果、市街地の近くながら貴重な湿原や草地といった多様な自然環境が維持されてきました。今後も自然環境を守り育てるとともに、市民の憩いの場、自然体験の場、環境学習の場として活用することが求められています。

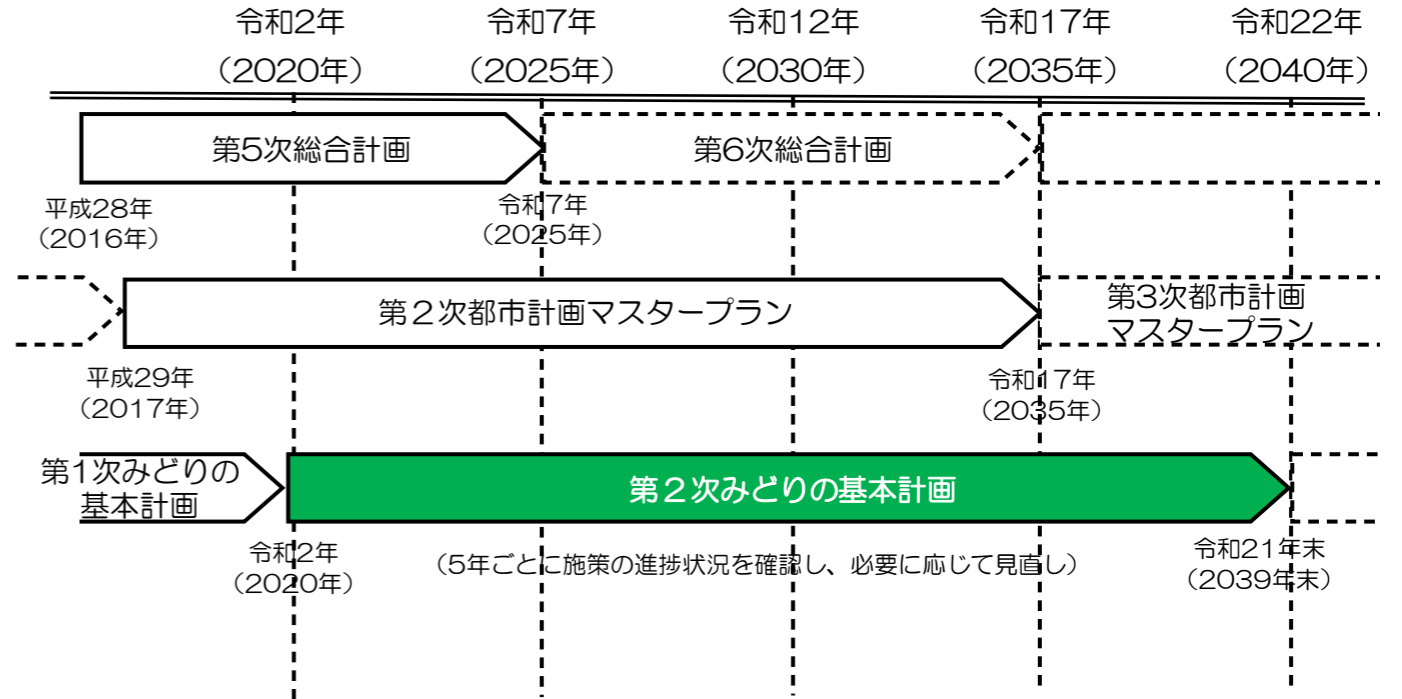


5 計画の目標

（1）目標年度

上位計画である「第5次総合計画」、「第2次都市計画マスタープラン」の目標年度を踏まえ、令和21年（2039年末）を目標年度とします。

また、5年ごとに施策の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。



（2）計画目標

みどりづくりの全体的な進捗状況を示す4つの「みどりの指標」を計画目標として設定します。

	前計画策定時 平成11年 (1999年)	現況 令和2年 (2020年)	目標 令和21年 (2039年)
市内のみどりに対する評価（満足度）※1	62%	78%	現況以上
公園の利用割合※1	41%	49%	現況以上
緑被率※2	約7割	73.4%	現況維持
一人当たりの都市公園・緑地の面積	4.6㎡/人	8.0㎡/人	10.0㎡/人

※1：市民アンケート調査より

※2：航空写真及び衛星データより

和泉市みどりの基本計画 改定版(概要版)

発行：令和2年（2020年）11月 和泉市

編集：和泉市 都市デザイン部

都市整備室（公園緑地担当）

〒594-8501

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

電話：0725-41-1551（代表）

0725-99-8139（直通）

ホームページ www.city.osaka-izumi.lg.jp

